

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

★注意! 「陳述」欄の「☐自己の計算において…ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など(なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。)にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 9月15日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 本 間 芙美子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月 30日から 令和 8年10月 7日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8年10月14日 午前10時00分 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年10月28日 午前10時00分 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 8年10月19日 午前 9時10分から 令和 8年10月23日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 9月15日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	4,540,000 3,632,000	一括	908,000	23,549	6,932
1	1,680,000				
2	80,000				
3	2,780,000				
				</	



物 件 目 録

- 1 所 在 川口市大字安行領根岸字鹿島
地 番 989番6
地 目 宅地
地 積 78.36平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の3
- 2 所 在 川口市大字安行領根岸字鹿島
地 番 989番1
地 目 公衆用道路
地 積 90平方メートル
共有者 A 持分24分の1
共有者 B 持分24分の3
- 3 所 在 川口市大字安行領根岸字鹿島 989番地6
家屋 番号 989番6
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 43.06平方メートル
2階 35.60平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の3



物 件 明 細 書

令和 8年 7月29日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 本 間 芙美子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件共有者Bが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 川口市大字安行領根岸字鹿島
地 番 989番6
地 目 宅地
地 積 78.36平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の3
- 2 所 在 川口市大字安行領根岸字鹿島
地 番 989番1
地 目 公衆用道路
地 積 90平方メートル
共有者 A 持分24分の1
共有者 B 持分24分の3
- 3 所 在 川口市大字安行領根岸字鹿島 989番地6
家屋 番号 989番6
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 43.06平方メートル
2階 35.60平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の3



令和7年(ケ)第185号
令和8年5月15日受理
令和8年6月26日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所
執行官 室 井 祐 介

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 川口市大字安行領根岸字鹿島
 地 番 989番6
 地 目 宅地
 地 積 78.36平方メートル
 共有者 A 持分4分の1
 共有者 B 持分4分の3

2 所 在 川口市大字安行領根岸字鹿島
 地 番 989番1
 地 目 公衆用道路
 地 積 90平方メートル
 共有者 A 持分24分の1
 共有者 B 持分24分の3

3 所 在 川口市大字安行領根岸字鹿島 989番地6
 家屋 番号 989番6
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 43.06平方メートル
 2階 35.60平方メートル
 共有者 A 持分4分の1
 共有者 B 持分4分の3



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示未実施
土地	物件 1、2
現況地目	■宅地(物件 1) □雑種地(物件) ■公衆用道路(物件 2)
形状	□公図のとおり ■地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり
占有者及び占有状況	■土地共有者 A B □その他の者 上記の者が目的土地上に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	物件 1 の土地北側には、土地建物位置関係図に示したとおり、小型スチール製物置(動産) 2 個が存在する。 上記土地上に繁茂した雑草が隣接地に越境している。 物件 1 の土地に接する地番 9 8 6 - 2 の土地は、北足立郡神根村所有名義の水路敷となっている(登記上地目も同様)。また、物件 2 の土地に接する 9 8 9 - 2 の土地は、川口市所有の水路敷となっている(登記地目上は宅地)。
建物	物件 3
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物共有者 B □その他の者 上記の者が本建物を 居宅(空き家) として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	台所の床のたわみ、階段のきしみなど、目的建物全体に、経年劣化による傷みがみられる。 なお、過去に犬 1 匹の飼育歴があるとのことであるが、これによる居室内の著しい損傷や異臭などはみられない。
執行官保管の仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者 A	私が所有者になっていることを含めて、目的物件の詳細については知らないため、何を聞かれてもわからないとしか答えようがありません。 なお、目的物件の調査にも立ち会うつもりはありません。 (令和 8 年 6 月 5 日 電話聴取)
■債務者兼所有者 B 後見人	本件建物には、以前、B が居住していましたが、令和 5 年 8 月頃、同人が施設に入居してからは空き家の状態です。 なお、目的物件の調査には立ち会いません。 (令和 8 年 6 月 8 日 電話聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

1 目的物件の状況は、公図、地積測量図、土地建物位置関係図、建物見取図及び添付した写真のとおりである。

2 所有者 A 及び債務者兼所有者 B はいずれも不在のため、技術者に解錠させ、立会人を立ち会わせて立入り調査を実施した。

玄関前の門扉横に表札が取り外された形跡があり、玄関内には B の氏の記載された表札が置かれていた。また、郵便受けはガムテープで閉鎖されていたが、目的建物の居室内には B の氏名が記載された日本年金機構からの郵便物が存在した。

なお、同所に B 以外の者の占有をうかがわせる郵便物等は見当たらなかった。

以上の現場の状況及び関係人の陳述から目的物件の占有関係については、2 枚目のとおり認めた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

(調査経過用)

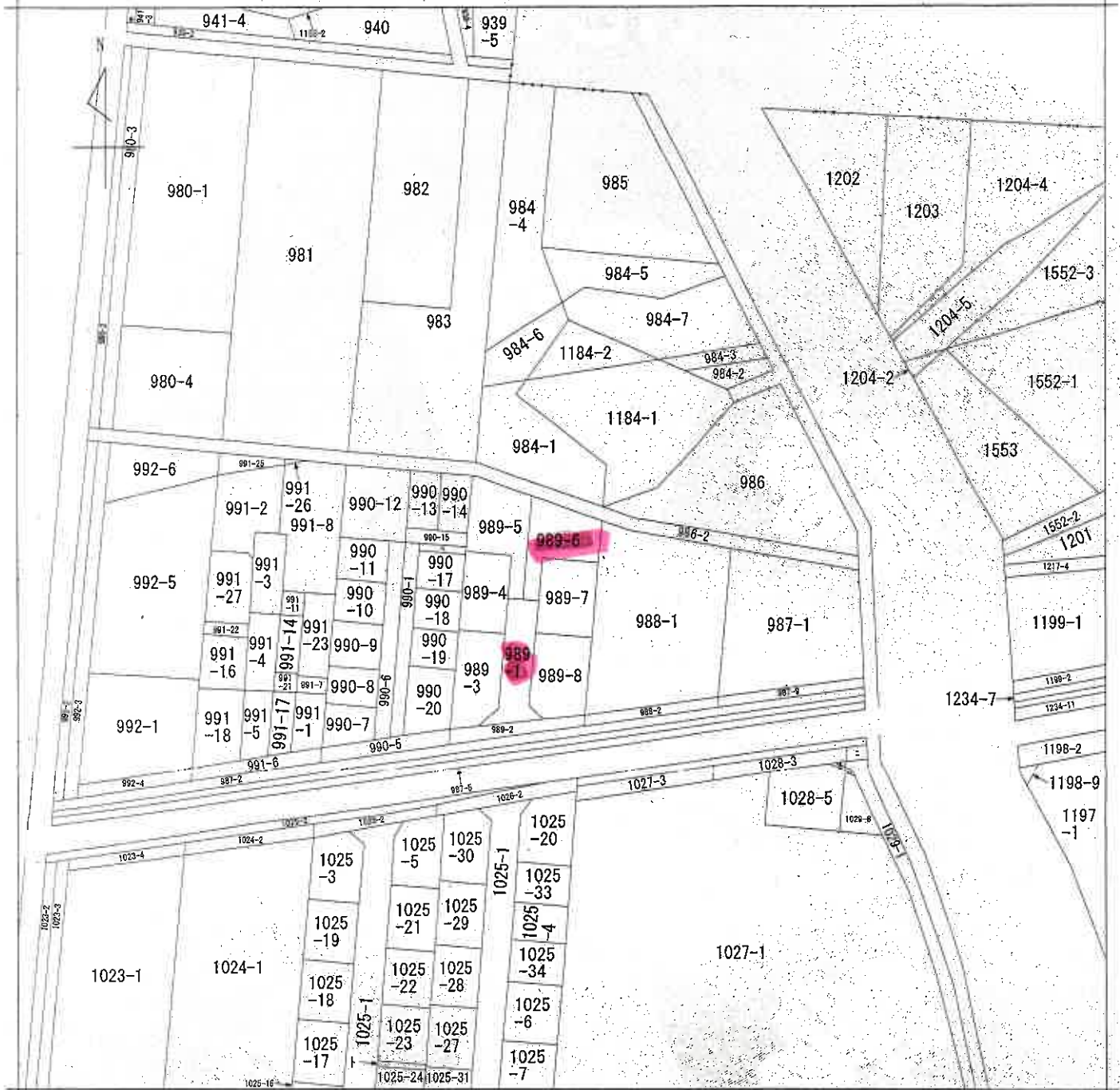
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年5月18日(月) 15:40-15:50	川口市役所理財部固定資産税課	川口市に間取図交付依頼書交付
令和8年5月18日(月) 16:30-16:50	物件所在地	物件特定、占有確認、外観撮影、連絡文書投函
令和8年6月1日(月) 16:00-16:30	執務室	所有者A及び債務者兼所有者Bに差押物件の占有等に関する照会書送付
令和8年6月5日(金) 16:10-16:20	執務室	所有者Aを電話聴取
令和8年6月5日(金) 16:30-16:50	執務室	登記情報提供サービスを利用し、隣接地の登記情報を取得
令和8年6月8日(月) 14:10-14:20	執務室	債務者兼所有者B後見人を電話聴取
令和8年6月18日(木) 9:30-10:10	物件所在地	立会人立ち会いのもと物件調査、写真撮影(評価人同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年6月18日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

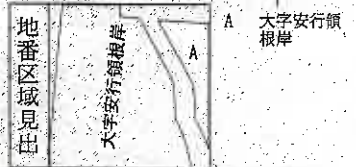
(5枚目)

縮小コピーにつき縮尺相違

イ 1028-4 ハ 1029-9 ホ 941-2 1025-32
ロ 1028-6 ニ 1029-6 ヘ 990-16



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	川口市大字安行領根岸字鹿島			地番	989番6		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項	旧土地台帳附属地図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月5日

さいたま地方方法務局川口出張所

登記官

(6枚目)

地図整理番号: M20507

(1/1)

0628916

57,10,21
地積測量図

番 990-14-15-16-17-18-19-20

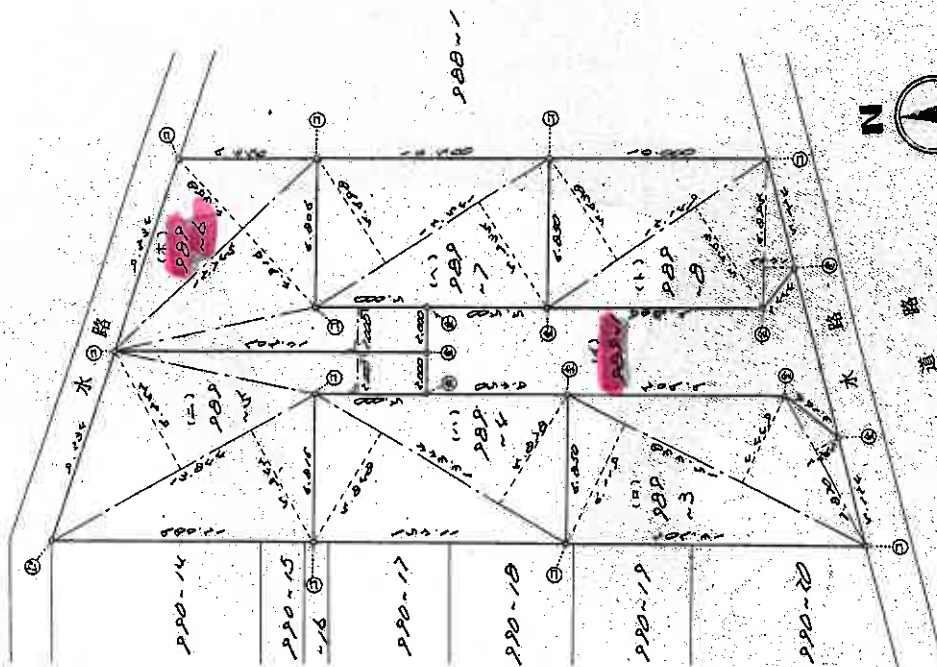
地 番

土地の所在 山口県宇部市大字相模原

土地の所在

面積計算表

- (1) $481.00 - 430.89 = 50.11$
- (2) $481.00 \times (4.19 + 4.49) \div 2 = 19.0499$
 $481.00 \times 1.26 = 605.88$
 $481.00 \div 2 = 240.50$
- (3) $481.00 \times (4.84 + 4.89) \div 2 = 23.5599$
 $481.00 \div 2 = 240.50$
- (4) $481.00 \times (4.84 + 4.89) \div 2 = 23.5599$
 $481.00 \div 2 = 240.50$
- (5) $481.00 \times (4.84 + 4.89) \div 2 = 23.5599$
 $481.00 \div 2 = 240.50$
- (6) $481.00 \times (4.84 + 4.89) \div 2 = 23.5599$
 $481.00 \div 2 = 240.50$
- (7) $481.00 \times (4.84 + 4.89) \div 2 = 23.5599$
 $481.00 \div 2 = 240.50$
- (8) $481.00 \times (4.84 + 4.89) \div 2 = 23.5599$
 $481.00 \div 2 = 240.50$



凡例	境界線の種類	距離	境界線の種類
① 石	境界線	① 境界線	境界線
② コンクリート杭	境界線	② 境界線	境界線
③ 金属杭	境界線	③ 境界線	境界線
④ 金属杭	境界線	④ 境界線	境界線

製作者

土地家屋調査士

昭和57年10月19日作製

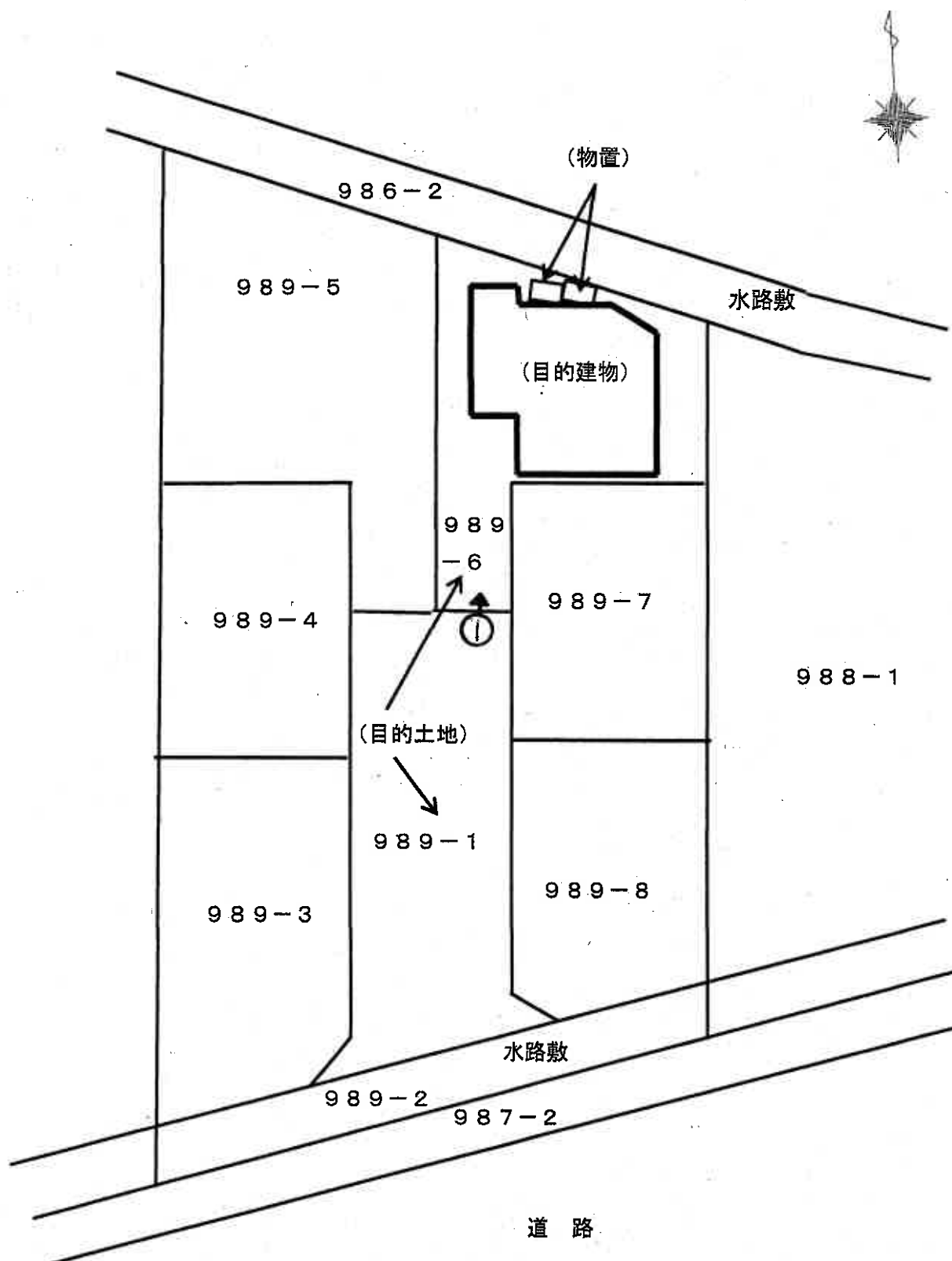
申請人

縮尺

1/250

土地建物位置関係図

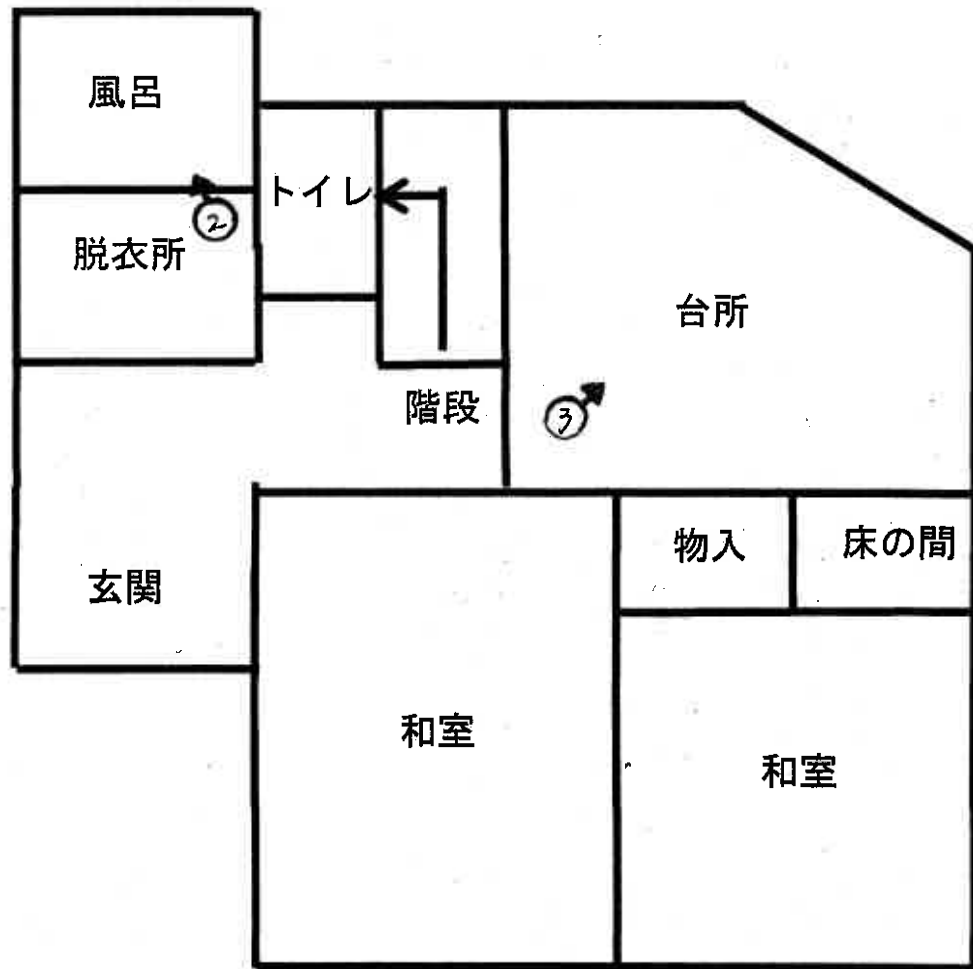
(写真撮影位置 ○→)



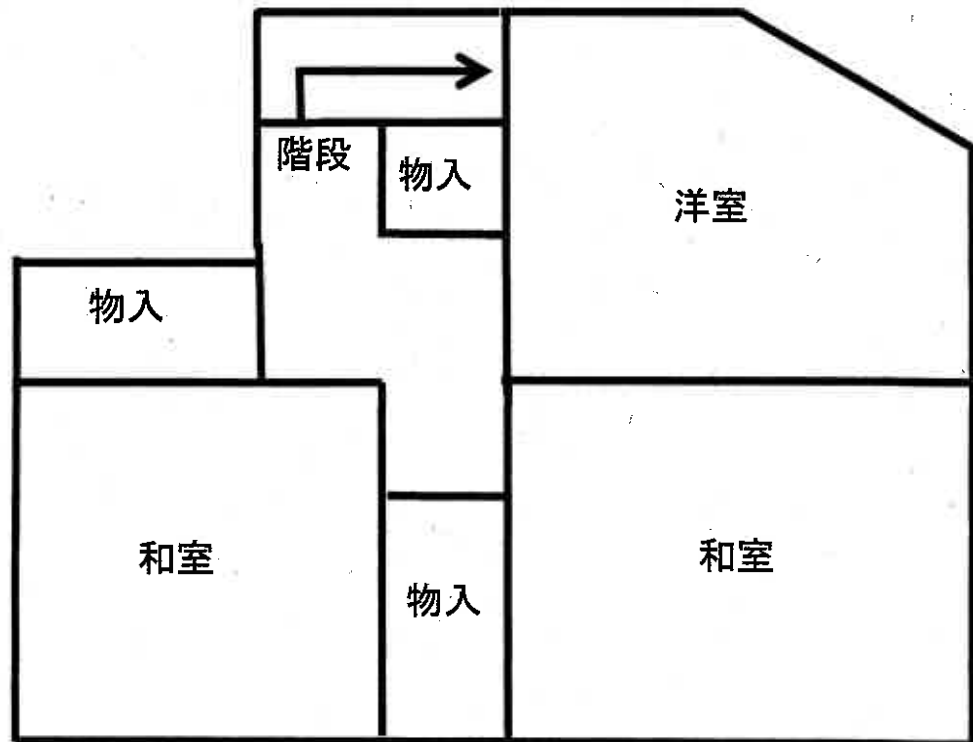
(8枚目)

建物見取図 (写真撮影位置 ○→)

1 階



2 階



①



②



③



(10枚目)

令和 7 年（ケ）第 185 号
令和 8 年 6 月 18 日 現地調査
令和 8 年 6 月 29 日 評価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
風 岡 淳 一

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 川口市大字安行領根岸字鹿島 |
| | 地 番 | 989番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 78.36平方メートル |
| | 共有者 | A 持分4分の1 |
| | 共有者 | B 持分4分の3 |
| | | |
| 2 | 所 在 | 川口市大字安行領根岸字鹿島 |
| | 地 番 | 989番1 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 90平方メートル |
| | 共有者 | A 持分24分の1 |
| | 共有者 | B 持分24分の3 |
| | | |
| 3 | 所 在 | 川口市大字安行領根岸字鹿島 989番地6 |
| | 家屋 番号 | 989番6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 43.06平方メートル
2階 35.60平方メートル |
| | 共有者 | A 持分4分の1 |
| | 共有者 | B 持分4分の3 |



第1 評価額

一 括 価 格	
金 4, 5 4 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 1, 6 8 0, 0 0 0 円
物件2（土地）	金 8 0, 0 0 0 円
物件3（建物）	金 2, 7 8 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1・2	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
3	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	J R 京浜東北線「蕨」駅の北東方約2,900m(直線距離)に位置する。	
付 近 の 状 況	周辺に大規模住宅や中高層マンションも見られる中、ミニ開発された小規模一般住宅が建ち並ぶ地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第2種住居地域 60% 200% なし 高さ制限22m以下(景観計画)
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	78.36㎡ (物件1) 不整形 (物件1) 平坦
接面道路の状況	南約4m舗装私道(建築基準法上の道路)にほぼ等高接面	
土地の利用状況等	(物件3)建物の敷地	
供給処理施設	上 水 道 : あり ガ ス 配 管 : あり 下 水 道 : あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	物件2土地は上記私道(建築基準法第42条1項5号)として利用されている。 上水道及び下水道の埋設管は共有の私設管である。 本件土地は安行近郊緑地保全区域に指定されており、建物の新築等の一定の行為を行う場合には川口市長に届出が必要となる。 水道管の引込管の口径は20mmであるが、メーターは13mmである。 物件1土地上にスチール製の物置(動産)が2個存する。 物件1土地上繁茂した雑草が隣接地に越境している。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 等	建築年月日（登記記載）：昭和61年12月2日新築 経 過 年 数：約39年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数：—
仕 様	構 造：木造 屋 根：瓦葺 外 壁：吹付けタイル、その他 内 壁：クロス貼り、京壁、その他 天 井：クロス貼り、合板、その他 床：フローリング、畳、その他 設 備：電気、ガス、給排水等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現況用途等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：普通 施 工：普通
保守管理の状況	劣る（全体的に老朽化している）
建物の利用状況	共有者Bが空き家の状態で利用している。
特記事項	物件3建物は床の撓み、壁のクロスの汚れ、畳の汚れや擦り切れ等が随所に見られ、全体的に老朽化している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	156,000	0.70	78.36	0.70	5,990,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とし、千円未満の場合は千円とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地 川口-21

公示地価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $154,000\text{円/㎡} \times 102/100 \times 100/103.0 \times 100/98 \div 156,000\text{円/㎡}$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、街路条件が優るが、交通接近条件が劣る。

イ 個別格差：形状等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（土地）

物件2は私道敷であるので、当該地の性格等を考慮して土地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	共有持分 割合 エ	土地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	156,000	0.05	90	4 / 24	120,000

個別格差：価値率を5%と査定

③ 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	160,000	78.66	0.03	380,000

ウ 現価率：建物の現況及び市場性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	5,990,000	0.60	法定地上権	3,590,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	5,990,000	-3,590,000		1.0	0.7	1,680,000
3	380,000	+3,590,000	1.0	1.0	0.7	2,780,000
2	120,000			1.0	0.7	80,000
一括価格 (合計)						4,540,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（川口-21）
所 在 : 川口市大字道合字壹貫目493番10
価 格 : 154,000円/㎡
位 置 : J R 京浜東北線「蕨」駅約4,500m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 78㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 道 路 : 西4.2m市道
用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

mapple



印刷中心は東経 139 度 42 分 9 秒 北緯 35 度 50 分 31 秒

株式会社マップル

登記年月日：昭和61年12月22日

次頁に図面に關する変更内容を示す。

0232301

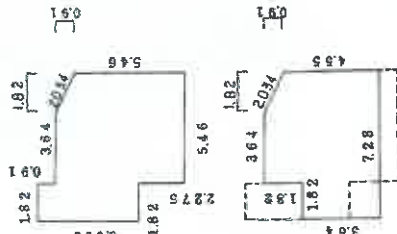
各階平面図

家屋番号 989-6

建物図面
各階平面図

建物の所在 川口市大字根岸字鹿島989番地6

1階平面図



2階平面図



求積

1階

$$\begin{aligned} 0.91 \times 1.82 &= 1.6562 \\ 0.5 \times (5.46 + 7.28) \times 0.91 &= 5.7967 \\ 3.185 \times 7.28 &= 23.1868 \\ 2.275 \times 5.46 &= 12.4215 \\ \hline &43.0612 \end{aligned}$$

2階

$$\begin{aligned} 0.5 \times (3.64 + 5.46) \times 0.91 &= 4.1405 \\ 0.91 \times 5.46 &= 4.9686 \\ 3.64 \times 7.28 &= 26.4992 \\ \hline &35.6083 \end{aligned}$$

床面積

1階 43.06 m^2

2階 35.60 m^2

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年6月19日 さいたま地方裁判所川口出張所

登記官

- (1) 平成23年3月29日
この図面に記録されている建物の全戸又は一部に
ついてその所在又は家屋番号が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。